

(説 明 用)

令和5年2月

介護保険福祉用具購入のご案内

福津市 高齢者サービス課 介護保険係

TEL 0940-43-8191

FAX 0940-34-3881

介護保険制度では、要介護（支援）認定をお持ちのかたが、住み慣れた自宅で自立した生活を送るため、入浴やトイレ等で使う福祉用具（衛生管理面などで福祉用具貸与になじまないもの）を購入したときは、福祉用具購入費が支給されます。

福祉用具購入の要件

1. 対象者	<p>要支援1・2、要介護1～5と認定された人</p> <p>★要介護認定申請中の人 認定申請中に購入した場合は、認定結果が出てから支給申請を行ってください。 認定結果が「非該当」の場合、福祉用具購入費は支給されません。 要介護認定の申請前に福祉用具を購入した場合は、支給の対象になりません。</p> <p>★病院や施設に入院（入所）中の人 介護保険福祉用具購入は退院（退所）し、自宅で利用することを前提としています。申請は退院（退所）してから行ってください。 退院（退所）されなかった場合、福祉用具購入費は支給されません。</p>
2. 支給対象品目	<p>① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 ③ 排泄予測支援機器 ④ 入浴補助用具 ⑤ 簡易浴槽 ⑥ 移動用リフトのつり具部分</p> <p>※詳細は別途記載</p>
3. 支給限度額	<p><u>1年間につき10万円</u></p> <ul style="list-style-type: none">・1年の期間は毎年4月1日～翌年3月31日です。・ただし、1割から3割は自己負担であるため、福祉用具購入費の支給は9万円から7万円が上限となります。・購入にかかる消費税を含めた金額が支給対象です。・限度額の範囲内であれば、複数回にわけて利用することも可能です。・10万円を超える福祉用具を購入した場合、10万円を超えた額については全額自己負担となります。

福祉用具購入費の対象種目について

① 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限ります。

- ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（費用や借家等の理由で洋式便器への改造が困難な時、和式便座の上に置くだけで使用できる簡易洋式便器のことです。）

- 洋式便器の上に置いて高さを補うもの（補高便座と呼ばれ、既存の便座の上に高さのある便座を置き、便座面を高くすることにより、立ち上がり動作を容易にするものです。）
- 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの（主に昇降範囲で任意に高さを設定できる、自動昇降便座と呼ばれるものです。）
- 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（一般的にポータブルトイレと呼ばれるもので、居室において利用可能であるものに限ります。）

② 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置（尿が自動的に吸引されるもの）の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの※専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除きます。

③ 排泄予測支援機器（R4.4.1 追加）

排泄予測支援機器とは、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものです。（専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除きます。）

④ 入浴補助用具

- 入浴いす…座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの（浴室用車いすを含む）
- 浴槽用手すり…浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの（取付けに工事を伴うものであれば、住宅改修になります。）
- 浴槽内いす…浴槽内に置いて浴槽底からの立ち上がりを容易にすることができるもの
- 入浴台…浴槽の縁にかけて、浴槽への出入りを容易にすることができるもの
- 浴室内すのこ…浴室内に置いて浴室の床の段差を軽減することができるもの（固定した場合は、段差解消として住宅改修になります。）
- 浴槽内すのこ…浴槽内に置いて浴槽の底面の高さを補うもの（固定した場合は、段差解消として住宅改修になります。）
- 入浴用介助ベルト…居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの

⑤ 簡易浴槽

簡易浴槽とは、空気式又は折りたたみ式等（硬い材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む）で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないものになります。

※ポータブル浴槽と呼ばれ、居室等で寝たまの姿勢で入浴するための用具です。

⑥ 移動用リフトのつり具部分

リフトで人を吊り上げる時に、身体を支持するために使用します。

※リフト本体については、福祉用具貸与での利用を検討してください。

☆注意事項☆

■同一种目の購入は原則1回です。

ただし、以下に挙げるやむを得ない事由により同じ種類・種目の福祉用具が必要になる場合は、再度購入できることがあります。事前に市へご相談ください。

- 身体状況が大きく変わったことにより、既存の福祉用具では対応できなくなった
- 既存の福祉用具が破損・故障した場合※必ず事前に市へご相談ください。相談なく購入された場合、支給の対象になりません。

【破損・故障した場合の同一种目の購入】

申請時に破損した福祉用具の写真を添付してください。

交換可能な部品が破損した場合は、その部品代のみが給付の対象となります。

■特定福祉用具販売事業者について

福祉用具の購入費は、指定を受けた特定福祉用具販売事業者が販売を行ったものについてのみ、支給対象となります。

指定事業者以外から購入した場合には支給対象とはなりません。

申請手続きの流れ

①相談・検討

ケアマネジャー等に福祉用具購入の相談・依頼をし、指定福祉用具販売事業者を選びます。



以下の手続きはケアマネジャー等が代行できます。

②福祉用具の選定

指定福祉用具販売事業者から使用等のアドバイスを受けながら、利用する場を考慮して、身体状況に合ったものを選びます。

※要支援 1・2、要介護 1 かつ申請額5万円以上の方については、福祉用具購入前に地域包括支援センター(Tel:43-0787) 理学療法士に同行訪問を依頼し、福祉用具の選定等について提案やアドバイスを受けていただいております。同行訪問を経ずに購入する場合、原則として自立支援型地域ケア会議(★)の対象となり、会議の結果、内容に変更が必要と判断された場合は、書類を再提出していただきます。



③福祉用具購入

費用の全額を指定福祉用具販売業者へ支払います。



④支給申請書提出

申請書及び必要書類(右記参照)を市高齢者サービス課に提出してください。



⑤福祉用具購入費の支給

高齢者サービス課で支給申請書類を確認した後、指定された口座に福祉用具購入費を振り込みます。

なお、振込日は、支給申請書類を提出した月の翌月最終木曜日です。

提出書類…①福祉用具購入費支給申請書

- ②福祉用具が必要な理由書
- ③カタログのコピー
- ④本人宛の領収書原本

※排泄予測支援機器購入の場合、追加で㊶と㊷が必要になります。

- ㊶ 排泄予測支援機器 確認調書
- ㊷ 医学的所見が分かる書類
(次のいずれか)
 - ・介護認定審査における主治医の意見書
 - ・サービス担当者会議等における医師の所見
 - ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - ・個別に取得した医師の診断書

★福祉用具購入等の内容を自立支援型地域ケア会議で検討する目的

福祉用具購入等の内容が高齢者の自立に資するものとなっているかを、理学療法士等のリハビリ専門職をはじめとする専門多職種と介護支援専門員等が協働で検討を行い、本人の有する能力の維持・向上が効果的に行われることを目的とします。